

新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例（平成8年条例第43号）新旧
対照表

改正後	現行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、空き缶等が散乱し、及び路上喫煙による被害が発生している現状にかんがみ、これらの防止に関し新宿区(以下「区」という。)、区民等、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、空き缶等の投棄及び路上喫煙の禁止その他必要な事項について定め、もって地域における環境美化の推進と道路等における受動喫煙及びたばこの火に起因する火傷等の被害の防止を図ることにより、快適な都市環境を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 路上喫煙 道路において、歩行中(同一の場所にとどまっている状態を含む。)又は自転車等の乗車中に、<u>喫煙(健康増進法(平成14年法律第103号)第28条第2号に規定する喫煙をいう。以下同じ。)</u>をし、又は<u>燃焼し、若しくは加熱した</u>たばこを所持することをいう。</p> <p>(3) 受動喫煙 他人のたばこの煙(<u>蒸気を含む。</u>)を吸わされることをいう。</p> <p>(4)から(6)まで 略</p> <p>以下 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、空き缶等が散乱し、及び路上喫煙による被害が発生している現状にかんがみ、これらの防止に関し新宿区(以下「区」という。)、区民等、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、空き缶等の投棄及び路上喫煙の禁止その他必要な事項について定め、もって地域における環境美化の推進と道路等における受動喫煙及びたばこの火に起因する火傷等の被害の防止を図ることにより、快適な都市環境を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 路上喫煙 道路において、歩行中(同一の場所にとどまっている状態を含む。)又は自転車等の乗車中に、<u>喫煙し、又は火のついた</u>たばこを所持することをいう。</p> <p>(3) 受動喫煙 他人のたばこの煙を吸わされることをいう。</p> <p>(4)から(6)まで 略</p> <p>以下 略</p>

附則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。